

令和 5 年度

木更津市基金運用状況審査意見書

木更津市監査委員

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1

基金の概要

1 奨学基金	2
2 高額療養費貸付基金	2
3 遺児福祉基金	3

令和5年度木更津市基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 奨学基金
- 2 高額療養費貸付基金
- 3 遺児福祉基金

これら定額資金運用基金の運用は、基金から直接貸付け及び当該基金に直接償還させる等により歳入歳出予算と関係なく経理されるので、その成果を市議会に提出し、市議会の審議権との調和を図ろうとするものである。

第2 審査の期間

令和6年7月10日から令和6年8月23日まで

第3 審査の方法

基金の運用が設置の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等に留意し、関係諸帳票及び証拠書類を精査照会するとともに、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

各基金の運用状況を示す書類は、関係諸帳票及び証拠書類と符合しており、正確なものと認められた。

また、基金の運用は、それぞれ設置の趣旨に沿って適正であると認められた。

なお、審査の概要は次に述べるとおりである。

基金の概要

1 奨学基金

本基金は、高等学校以上の学校に入学又は在学する者で、経済的理由により修学が困難な者に対し、入学資金の支給又は奨学資金の貸付けを行うことを目的に設置し、運用されている。

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
現 金	39,478,831	2,890,460	3,960,000	38,409,291
貸 付 金	20,521,920	3,960,000	1,889,880	22,592,040
合 計	60,000,751	6,850,460	5,849,880	61,001,331

当年度は7人(大学生)に対し3,960,000円を貸付け、11人から1,889,880円の返還があったので、貸付金の決算年度末現在高は22,592,040円になり、基金合計額の37.0%(前年度34.2%)となっている。

現金の決算年度中増減高には、当年度収入の寄附金1,000,000円及び預金利子580円の繰入れ(増)が含まれる。

なお、当年度の新規貸付者は1人、完済者は2人、返還中は12人であるが、一部に返還の滞納(決算年度末現在3人、合計280,000円)が見受けられる。

2 高額療養費貸付基金

本基金は、国民健康保険に係る高額な療養費の支払いが経済的に困難な世帯に対し、療養に必要な資金の貸付けを行うことを目的に設置し、運用されている。

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
現 金	13,333,256	1,795,384	1,191,000	13,937,640
貸 付 金	3,120,965	1,191,000	1,795,204	2,516,761
合 計	16,454,221	2,986,384	2,986,204	16,454,401

当年度は、延9件(実人員6人)に対し1,191,000円を貸付け、13件1,795,204円が償還されている。

現金の決算年度中増減高には、当年度収入の預金利子180円の繰入れ(増)も含まれる。

貸付金の決算年度末現在高は2,516,761円になり、基金合計額の15.3%(前年度19.0%)となっている。

3 遺児福祉基金

本基金は、昭和 61 年 4 月 1 日から交通遺児福祉基金として交通遺児等に対し、交通遺児手当を支給していたが、子育て支援の一層の充実を図るため、平成 26 年 4 月 1 日から制度を改正し、遺児福祉基金として、手当の対象を交通遺児に限らず、一般遺児（自死遺児、災害遺児及び病死遺児等）にも拡大し、遺児手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に設置し、運用されている。

(1) 基金現在高

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
現 金	24,219,839	220,460	96,000	24,344,299

※決算年度中に積立てた寄附金 220,000 円に加え、出納整理期間中に寄附金 121,811 円を積立て、現在高は 24,466,110 円となる。

(2) 支給状況

(単位:人・円)

区 分	人 員	月 額	年 額
高 校 生	1	8,000	96,000
中 学 生	0	7,000	0
小 学 生	0	6,000	0
乳 幼 児	0	5,000	0
計	1	—	96,000

当年度は、寄附金 4 件 341,811 円及び預金利子 460 円を繰入れ（増）、保護者 1 人（遺児実人員 1 人、延 12 件）に対し 96,000 円の手当を支給（減）している。

令和6年8月23日提出

監査委員 北原 靖和

監査委員 庄司 基晴

監査委員 三上 和俊

木更津市監査委員事務局

電話番号 0438-23-8473